

**【建設工事用】**

地域貢献活動評価項目「県産リサイクル応援」の入札参加資格審査における加点の取扱い

1 評価要件

審査基準日（直前決算日）において、「県産リサイクル応援事業所」として「登録区分：使用」で登録がなされ、かつ以下の要件を満たしていること。

- ・審査基準日（直前決算日）が属する年度（福岡県の会計年度）の前年度において、登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること。

ただし、審査基準日（直前決算日）が属する年度又は審査基準日（直前決算日）が属する年度の前年度に登録を受けた場合は、登録後、審査基準日（直前決算日）前1年以内に登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること。

なお、「県産リサイクル応援」の登録事業所が複数の登録事業所を有する場合は、各登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額の合計金額が10万円以上であること。

2 解説

(1) 審査基準日（直前決算日）が「10/1～3/31」にある事業者 ※以下の具体例では3/31が審査基準日の事業所を想定

○令和3年度に入札参加資格申請を行う場合

審査基準日（直前決算日）において、「県産リサイクル応援事業所」として「登録区分：使用」で登録がなされ、かつ登録の要件における**ただし書きの規定を満たす場合**、加点を受けることができる。

- 例) 令和2年5月1日に登録を行い、登録から令和3年3月31日の間に県産リサイクル製品を10万円以上購入した。  
→ただし書きの「審査基準日（直前決算日）【令和3年3月31日】が属する年度【令和2年度】に登録を受けた場合は、登録後、審査基準日（直前決算日）前1年以内に登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること」の要件を満たすため、加点対象となる。

○令和4年度に入札参加資格申請を行う場合

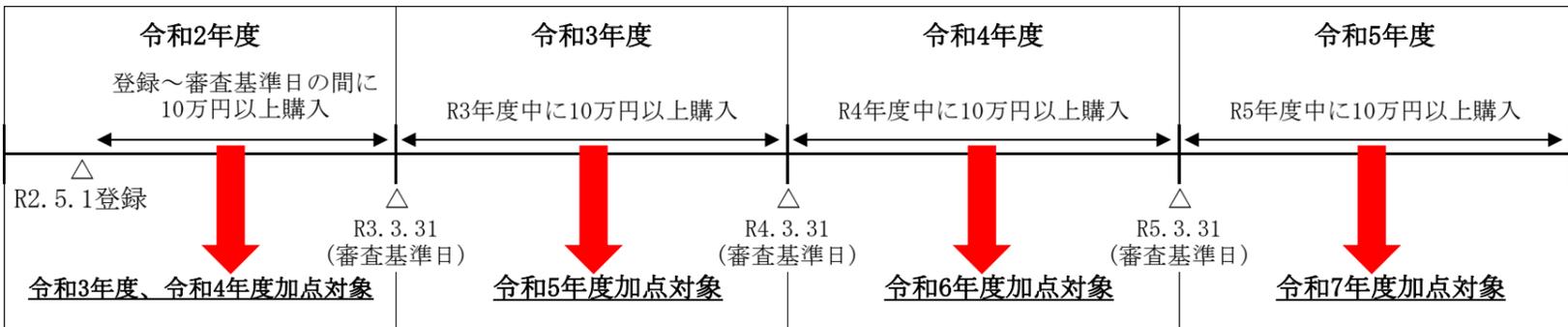
審査基準日（直前決算日）において、「県産リサイクル応援事業所」として「登録区分：使用」で登録がなされ、かつ**購入金額の要件を満たす場合**、加点を受けることができる。

- 例) 令和2年5月1日に登録を行い、登録から令和3年3月31日の間に県産リサイクル製品を10万円以上購入した。  
→評価要件の「審査基準日（直前決算日）【令和4年3月31日】が属する年度【令和3年度】の前年度【令和2年度】において、登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること」の要件を満たすため、加点対象となる。

○令和5年度に入札参加資格申請を行う場合

審査基準日（直前決算日）において、「県産リサイクル応援事業所」として「登録区分：使用」で登録がなされ、かつ**購入金額の要件を満たす場合**、加点を受けることができる。

- 例) 令和2年5月1日に登録を行い、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に県産リサイクル製品を10万円以上購入した。  
→評価要件の「審査基準日（直前決算日）【令和5年3月31日】が属する年度【令和4年度】の前年度【令和3年度】において、登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること」の要件を満たすため、加点対象となる。



(2) 審査基準日（直前決算日）が「4/1～9/31」にある事業者 ※以下の具体例では5/31が審査基準日の事業所を想定

○令和3年度に入札参加資格申請を行う場合

審査基準日（直前決算日）において、「県産リサイクル応援事業所」として「登録区分：使用」で登録がなされ、かつ評価要件における**ただし書きの規定を満たす場合**、加点を受けることができる。

- 例) 令和2年7月1日に登録を行い、登録から令和3年5月31日の間に県産リサイクル製品を10万円以上購入した。  
→ただし書きの「審査基準日（直前決算日）【令和3年5月31日】が属する年度の前年度【令和2年度】に登録を受けた場合は、登録後、審査基準日（直前決算日）前1年以内に登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること」の要件を満たすため、加点対象となる。

○令和4年度に入札参加資格申請を行う場合

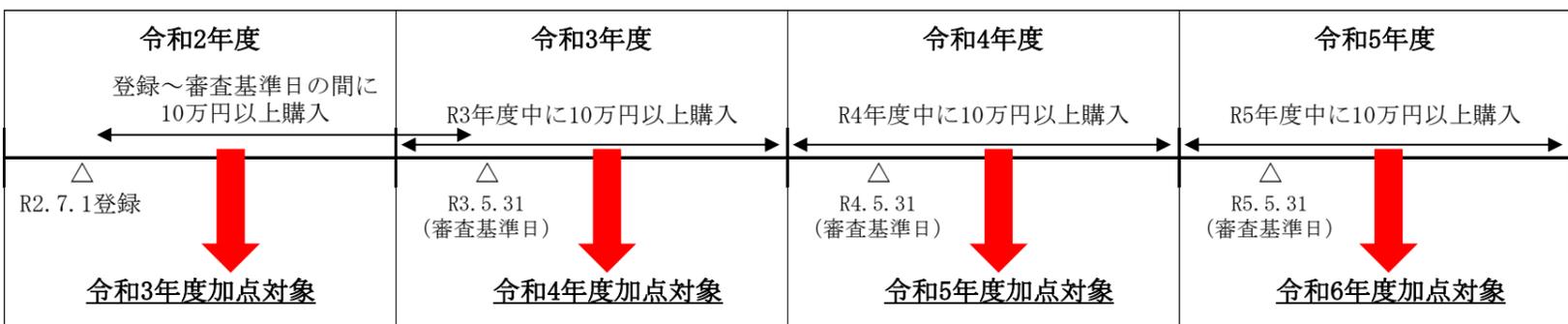
審査基準日（直前決算日）において、「県産リサイクル応援事業所」として「登録区分：使用」で登録がなされ、かつ**購入金額の要件を満たす場合**、加点を受けることができる。

- 例) 令和2年7月1日に登録を行い、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に県産リサイクル製品を10万円以上購入した。  
→評価要件の「審査基準日（直前決算日）【令和4年5月31日】が属する年度【令和4年度】の前年度【令和3年度】において、登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること」の要件を満たすため、加点対象となる。

○令和5年度に入札参加資格申請を行う場合

審査基準日（直前決算日）において、「県産リサイクル応援事業所」として「登録区分：使用」で登録がなされ、かつ**購入金額の要件を満たす場合**、加点を受けることができる。

- 例) 令和2年7月1日に登録を行い、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に県産リサイクル製品を10万円以上購入した。  
→評価要件の「審査基準日（直前決算日）【令和5年5月31日】が属する年度【令和5年度】の前年度【令和4年度】において、登録事業所における県産リサイクル製品の購入金額が10万円以上であること」の要件を満たすため、加点対象となる。



※このケースにおいて令和3年4月1日～令和3年5月31日の間に10万円以上購入した場合、令和3、4年度ともに加点対象となる。